



2017年10月30日

各位

会社名 日産化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 木下小次郎
(コード番号 4021 東証第1部)
問合せ先 CSR・広報室長 松岡 健
(TEL 03-3296-8320)

定款の一部変更に関するお知らせ（商号の変更）

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月下旬開催予定の第148回定時株主総会で承認されることを条件として、商号を変更することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 商号の変更の理由

当社は、1887年に日本初の化学肥料製造会社である「東京人造肥料会社」として創業いたしました。その後、幾多の吸収合併を繰り返すなかで「大日本人造肥料株式会社」に商号を変更し、1937年に現在の社名である「日産化学工業株式会社」に改称いたしました。

創業以来、当社は社会の進歩を促す革新的な技術を追求することで、新たな事業への挑戦を続けてまいりました。現在では、情報通信、ライフサイエンス、環境エネルギー、基盤の4つの事業領域で、グローバルに商品・サービスを提供しております。

また、2016年4月、当社グループが持続的に成長するための重要課題は事業領域の拡大であると認識し、2030年を見据えた長期経営計画『Progress2030』を始動させました。

このように、すでに当社は工業の枠を超えて事業を展開し、さらに将来に向かってその流れを加速していくことから、社名を事業内容と合致させるため、商号を「日産化学工業株式会社」から「日産化学株式会社」に変更いたします。

2. 定款の一部変更の内容

別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2018年6月下旬
定款変更の効力発生日	2018年7月1日

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、日産化学工業株式会社（英文で表わす場合は、Nissan Chemical Industries, Ltd.）と称する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>日産化学株式会社</u>（英文で表わす場合は、<u>Nissan Chemical Corporation</u>）と称する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条の規定の変更は、2018年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>